

日マ会平成23年度事業計画(案)

自：平成23年4月1日、至：平成24年3月31日)

本法人（以下、本会）は公益社団法人申請準備に当たる他、国民保健衛生向上、高齢化社会への対応、施術者資質向上、権益擁護に努め、固い団結の下、次の事業、運動を展開する。

1. 公益法人法に準拠する定款、事業、会計等確立の為、役・職員は社員とともに、全力で法に適合するべく又、当面、平成23年度中の申請を目指す。
2. 相談窓口で国民、本会社員の健康保持・増進、健保取扱関係等相談に応じ、適切な助言を行なう他、視覚障害者の療養費申請を援助する為、点字・拡大文字からの申請書作成と、審査を行ない、取扱拡大に努める。
3. 研究推進の為、関係団体と、施術効果研究、海外手技療法の情報収集等に努める。
4. 国民の医学的教養と本会社員資質向上の為、社会福祉法人日本盲人会連合（以下、日盲連）あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師協議会（以下、あはき協）と共催の中央三療研修会、各ブロック三療研修会を開催し、国民、本会社員の教養と学術向上に努める。又、公益財団法人東洋療法研修試験財団（以下、財団）が実施する「財団共催研修」に参加し、国民と本会社員の医学教養、資質向上に努める。

※具体的には

- ①、中央、平成23年7月頃
 - ②、関東ブロック、平成23年9月頃
 - ③、九州ブロック、平成23年9月頃
 - ④、中国ブロック、平成23年11月頃
 - ⑤、四国ブロック、平成24年1月頃
5. 財団共催研修、財団生涯研修に協力し、多くの社員が研修終了証、理事長表彰を得られるよう図る。
 6. 国民と本会社員の医学教養、資質向上の為、必要な資料等を活字・拡大文字・点字・音声等として希望者に提供する。
 7. 本会PRの為、ホームページの作成、広報誌発行等に努める。

8. 健保取扱、損害賠償保険取扱等を通じて、正社員、賛助社員増等、組織強化に努め、公益法人への移行を通じて、社員と本部との関係強化に努め、多くの業友入会を促す。
9. 諸問題解決の為、あはき等法推進協議会（以下、推進協）鍼灸マッサージ保険推進協議会（以下、保険推進協）財団等に代表を送る。
10. 業の健全発展、権益擁護の為、諸対策を推進する。
 - ①、推進協に代表を送り、あん摩マッサージ指圧等の定義を定める等、あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師等に関する法律（以下、法）改正運動を展開する。
 - ②、業の健全発展と、国民の保健・衛生向上を阻む、無免許者、無資格違法類似業者の徹底取締を関係当局に運動する等、安心して国民が按摩マッサージ指圧、鍼、灸（以下、あはき）施術を受け、本会社員が業を営める環境の整備に努める。
 - ③、国民が安心して健康保険施術を受けられるよう、保険推進協とともに、同意書簡素化、鍼灸マッサージ保険取扱条件改善に努める。又、日マ会保険部を強化し、健保取扱の推進に努める。
 - ④厚労省、雇用機構等、関係機関に運動し、施術者の官庁、一般企業、特養、老健等への雇用拡大に努める。

以 上